

## 労働者派遣事業に係わる情報提供

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。

マージン率 = ( 派遣料金の平均額 - 労働者賃金の平均額 ) ÷ 派遣料金の平均額

第11期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

本社	
派遣労働者の数(1日平均)	30人
派遣先の実数	16件
労働者派遣に関する料金の額の平均額 (1日8時間あたりの額)	20,921円
派遣労働者の賃金の額の平均額 (1日8時間あたりの額)	11,890円
マージン率	43.1%

### <マージンに含まれる費用>

- ・会社が負担する厚生年金保険、健康保険、雇用保険、労災保険などの社会保険料
- ・労働者の通勤手当
- ・福利厚生費(資格取得手当、健康診断費など)
- ・教育訓練費
- ・有給休暇の派遣先に請求できない人件費
- ・待機期間中の人件費
- ・管理部門、営業部門の人件費および活動費
- ・採用に関する求人広告費
- ・オフィス賃料などの事業所運営費
- ・営業利益 など

### <教育訓練に関する事項>

- ・新規採用者教育(入社時教育、ビジネスマナー研修、技術研修等)
- ・若手社員教育(ビジネススキル研修、技術研修等)
- ・中堅社員教育(ビジネススキル研修、管理職研修、要件定義の基礎教育等)
- ・管理職教育(管理職研修等)
- ・その他(情報セキュリティ研修)

### <労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項>

- ・労使協定を締結しているか否か:締結済み
- ・労使協定の対象となる派遣労働者の範囲:原則として、弊社と派遣労働契約を締結する全ての派遣労働者
- ・労使協定の有効期間の終期:2022年2月28日

### <キャリアコンサルティング相談窓口>

recruit@april-knights.jp

